

(添付書類)

第48期 事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化や、ロシア・ウクライナ情勢などの影響により、引き続き厳しい状況となりました。

当社が属します食品製造業におきましては、個人消費はやや持ち直しが見られるものの、原材料価格の高騰や資源高に伴うエネルギーコストの上昇などもあり、依然として先行き不透明な状態が続くと想定されます。

このような状況のもと、当社は一般消費向け各種豆腐、厚揚げ、おからパウダー等を主力に、九州から中国・四国、関西、東海の各地方に加えて、関東地方でも積極的な営業を展開し、販売に注力いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高13,811百万円となりました。

利益につきましては、関東地方での積極的な営業が成果を上げ富士山麓工場の売上高が伸び、営業利益は902百万円と前年同期と比べ170百万円(23.2%)の増益、経常利益は903百万円と前年同期と比べ156百万円(21.0%)の増益、当期純利益につきましては、606百万円と前年同期と比べ95百万円(18.7%)の増益となりました。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

主な資金用途である設備資金において、新設ラインの導入等がなかったため、資金調達は行わず、借入金の返済のみを行いました。今期末残高は前期末より1,238百万円減少して3,108百万円となりました。

② 設備投資

当事業年度における設備投資は、1,313百万円であります。主な設備は、本社工場の冷熱事業設備等であります。

(3) 財産及び損益の状況

区 分		第45期	第46期	第47期	第48期 (当事業年度)
売 上 高	(百万円)	10,881	12,644	13,619	13,811
当 期 純 利 益	(百万円)	684	814	511	606
1株当たり当期純利益金額	(円)	100.44	117.36	73.42	87.06
総 資 産	(百万円)	12,805	15,013	13,641	13,414
純 資 産	(百万円)	6,199	6,868	7,252	7,685
1株当たり純資産額	(円)	890.50	986.69	1,039.59	1,101.71
自 己 資 本 比 率	(%)	48.2	45.6	53.1	57.2

(注) 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により計算しております。

(4) 対処すべき課題

当社が中長期的に課題として取り組んでいく項目は、大きく以下の4点であります。

① 食品安全衛生への取り組み

当社は、食に対する安全衛生管理を第一に考えております。消費者のみなさまに食の安全・安心をお届けすることが最重要項目と捉えております。当社の取り扱う豆腐、厚揚げ、油揚げは食品の中でも比較的賞味期限の短い日配品であり、高い品質管理の求められる製品であります。このような状況のもと、当社では、すべての製品のサンプルチェックを行うなど、製造過程から出荷まで徹底的に食品安全衛生管理に取り組んでおります。その一環として、本社工場、関西工場及び富士山麓工場では、国際規格であるFSSC22000を取得しております。

② 事業の規模拡大

当社は、現状、広島県三原市の本社工場、滋賀県甲賀市の関西工場、及び静岡県駿東郡の富士山麓工場において生産を行い、西は九州地方から東は関東地方までの地域に製品を供給しております。また、静岡県駿東郡に新設した富士山麓工場を拠点に、国内最大規模の市場である関東地方に本格的に製品を供給するべく、積極的な営業活動を展開しております。当社は事業を行う際に、豆腐製造事業者の中ではトップクラスの設備投資を行い、1個当たりの製造固定費を削減することにより、価格競争力を保持し拡大を図ってまいりました。この過程においては設備投資を行い、投資回収を繰り返し規模の拡大を図っており、将来においても同様の方法により規模拡大を図っていく必要があると考え

ております。この規模拡大を図るために必要な設備に対する設備投資と、販売量確保のための営業を強化するために、ソフト面である営業技術、製造技術をブラッシュアップし、営業部門と製造部門の連携の強化を図ってまいります。

③ 販売単価の上昇

当社は、豆腐製造事業者の中ではトップクラスの設備投資を行い、1個当たりの製造固定費を削減することにより、価格競争力を保持し、拡大を図ってまいりました。一方で、作りにくいがお客様からの需要は高い製品の自動化に取り組むことで、価値ある製品の販売に取り組んでおります。当社の製品の品質と価値を、お取引先様に認知いただき、販売単価を上昇させることで収益拡大を図ってまいります。

④ 人材の確保・育成

当社は、事業を拡大して行く上で、人材の確保・育成は重要な経営課題であると認識しております。人材の採用・育成について、新卒採用、中途採用ともに強化することで、マネジメント力を高めていきます。さらに、今後も職場環境の改善を段階的に進め、人事制度を軸として業績優秀な社員のモチベーション向上に努め、更なる従業員の定着率向上を図っていく所存であります。また、社内外の研修等により学習の機会を与えること、学習したことをビジネスで実践する機会を与えること等を通じて、やり甲斐ある職場作りに努めていく所存であります。

(5) 主要な事業内容

当社は、豆腐を中心に厚揚げ、油揚げ等の豆腐関連製品を製造し小売業、卸売業に販売しております。

(6) 主要な事業所及び従業員の状況

① 主要な事業所

名 称	所 在 地
本社工場	広島県三原市
関西工場	滋賀県甲賀市
富士山麓工場	静岡県駿東郡
大阪営業所	大阪府茨木市
東京営業所	東京都北区

② 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
265名	△9名	33.9歳	5.2年

(注) 従業員数は就業人数であり、パートタイマー244名は含んでおりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	2,150
株式会社三菱UFJ銀行	508
株式会社日本政策金融公庫	285
株式会社三井住友銀行	100
株式会社中国銀行	44
株式会社広島銀行	3
株式会社もみじ銀行	15

(9) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 株主の状況

① 発行可能株式総数 25,504,400株

② 発行済株式総数 6,967,500株

③ 株主数 1,825名

④ 上位10位の株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 Y M コ ー ポ レ ー シ ョ ン	2,402 千株	34.48 %
山 名 徹	1,200	17.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	443	6.37
山 名 清	392	5.63
野 村 證 券 株 式 会 社	365	5.24
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	338	4.86
山 名 睦 子	336	4.83
ハウス食品グループ本社株式会社	242	3.48
栢 原 伸 也	60	0.87
SMBC 日 興 証 券 株 式 会 社	51	0.73

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2017年9月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ①新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ②新株予約権の行使価額 1個につき180,600円
- ③新株予約権の行使条件
 - ・ 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社取締役の地位にあることを要するものとする。
 - ・ 本新株予約権の全部または一部について第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
- ④新株予約権の行使期間 2019年9月28日から2022年9月27日まで
- ⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	145個	普通株式14,500株	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年6月30日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山名 清	代表取締役会長	(株)YMコーポレーション 取締役
山名 徹	代表取締役社長	(株)YMコーポレーション 取締役
池田 隆幸	常務取締役 営業本部長	
土橋 一仁	取締役 製造本部長	
七川 雅仁	取締役	七川公認会計士税理士事務所 代表 (合)ピー・エム・エー・コンサルティング 代表社員 ACアーネスト監査法人 代表社員
後藤 和之	取締役	(株)住創 代表取締役 社会福祉法人泰清会 理事長 三原テレビ放送(株) 代表取締役 三原商工会議所 副会頭 (株)道の駅みはら 代表取締役 (株)FMみはら 代表取締役
佐々木 公江	取締役	佐々木社会保険労務士事務所 代表 社会福祉法人 幸陽会 春日こども園 評議員
林 辰男	常勤監査役	
濱田 隆祐	監査役	濱田会計事務所 代表 クリアビズコンサルティング(株) 代表取締役 (合)御影みらいホールディングス 代表 インタープロテイン(株) 社外監査役
山脇 将司	監査役	山脇・山内法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役七川雅仁氏、後藤和之氏及び佐々木公江氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役濱田隆祐氏及び山脇将司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である七川雅仁氏、後藤和之氏、佐々木公江氏及び社外監査役である濱田隆祐氏、山脇将司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役濱田隆祐氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 当該方針の決定の方法

2021年2月12日に当社取締役会で決定しております。

2. 基本方針

当社の取締役の報酬は各人の職責、能力及び功績を踏まえた適正な水準とし、社外役員の出席する取締役会にて議論の上決定することを基本方針とする。また、業務執行取締役には固定報酬としての基本報酬に加え、業績向上への意識を高めるための非金銭報酬等によって構成する。監督機能を担う代表取締役及び、社外役員の報酬についてはその職務に鑑み、基本報酬のみ支払うこととする。

3. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案し、社外役員の出席する取締役会にて検討、決定するものとする。

4. 非金銭報酬等の内容及び額、または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブとするため、各人の職責、能力及び功績を踏まえつつ、市場動向等を踏まえた適切な時期を総合的に勘案し、社外役員の出席する取締役会にて検討、決定するものとする。

5. 取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬の総額が株主総会の定める報酬の上限額を下回っており、また、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において、その内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の固定報酬の限度額は2014年9月29日開催の定時株主総会において年間報酬総額の上限を300,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。また、取締役（社外取締役を除く）については、2016年9月28日開催の定時株主総会及び2017年9月27日開催の定時株主総会において、固定報酬とは別枠で通常型ストック・オプションとしてそれぞれ年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。

監査役の固定報酬の限度額は2014年9月29日開催の定時株主総会において年間報酬総額の上限を50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区 分	支給人数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	54,080千円 (2,580千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	6,240千円 (2,140千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (5名)	60,320千円 (4,720千円)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
七川 雅仁	七川公認会計士税理士事務所 代表 (合) ピー・エム・エー・コンサルティング 代表社員 ACアーネスト監査法人 代表社員	当社と七川公認会計士税理士事務所、(合) ピー・エム・エー・コンサルティング、及びACアーネスト監査法人との間に重要な取引その他の関係はありません。
後藤 和之	(株)住創 代表取締役 社会福祉法人泰清会 理事長 三原テレビ放送(株) 代表取締役 三原商工会議所 副会頭 (株)道の駅みはら 代表取締役 (株)FMみはら 代表取締役	当社と(株)住創、社会福祉法人泰清会、三原テレビ放送(株)、三原商工会議所、(株)道の駅みはら、及び(株)FMみはらとの間に重要な取引その他の関係はありません。
佐々木 公江	佐々木社会保険労務士事務所 代表 社会福祉法人 幸陽会 春日こども園 評議員	当社と佐々木社会保険労務士事務所、社会福祉法人 幸陽会 春日こども園との間に重要な取引その他の関係はありません。
濱田 隆祐	濱田会計事務所 代表 クレアビズコンサルティング(株) 代表取締役 (合) 御影みらいホールディングス 代表 インタープロテイン(株) 社外監査役	当社と濱田会計事務所、クレアビズコンサルティング(株)、(合) 御影みらいホールディングス、及びインタープロテイン(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。
山脇 将司	山脇・山内法律事務所 代表	当社と山脇・山内法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況等

	活動状況
取締役 七 川 雅 仁	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役 後 藤 和 之	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、主に経営者としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役 佐々木 公 江	社外取締役就任後に開催された取締役会には10回中10回出席し、主に社会保険労務士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役 濱 田 隆 祐	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回、監査役会には14回中14回出席し、主に公認会計士として取り組んできた経験から、適宜意見を述べております。
監査役 山 脇 将 司	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回、監査役会には14回中14回出席し、主に弁護士として培った経験・見地から、経営上有効な指摘、意見を述べております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の監査業務の報酬金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ誠実性をもって対応する見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役及び使用人それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、この決定に基づく体制の構築と運用の状況については、定期的にチェックを行うとともに、その結果を踏まえて決定自体の変更を検討し、更なる改善に努めております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社におけるコンプライアンスの基本原則として「株式会社やまみコンプライアンスガイドブック」を定め、社内所定の保存場所に公開することにより、周知徹底を図る。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役を委員長として取り組みを推進するとともに、部門を統括する取締役、部長をコンプライアンス部門責任者として所属員の指導を行い、法令遵守を徹底する。
- ③ 当社の役員、社員をはじめとするすべての従業員は、組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報が監査役に適切に報告できるように、「公益通報者保護規程」を定めて運用している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」を定め、職務の執行に係る文書・情報の適切な保存及び管理を図る。
- ② 個人情報の管理について、「個人情報保護規程」ほか関連規程を整備し、運用面では管理部が状況をフォローしている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 各部門におけるリスク把握・対応の優先度・対処基本方針の認識共有を常時行い、周知徹底する。
- ② 内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を経営会議に報告する。
- ③ 地震その他の災害等によるリスクへの対応原則について「危機管理規程」を定め、その周知を図る。
- ④ 「リスク対応管理表」及び「緊急連絡体制」を整備し、リスクが顕在化した場合及びリスクが顕在化するおそれのある場合の対応責任部門と報告体制を明確にする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、権限委譲により、経営課題に対する迅速な意思決定と機動的な職務執行を推進する。その具体的な内容は、「取締役会規程」、「稟議規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に明示する。
- ② 取締役は、取締役会への的確な議案付議と審議内容の深化に努める。
- ③ 取締役の職務執行については、月例の取締役会において報告する。また、各部門におけるそれぞれの業務基本方針に基づく目標の達成状況を監督する。
- ④ 社内規程を会社の現況等に照らして遅滞なく更新するとともに、わかりやすい体系となるよう改定に努める。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて管理部から補助者を任命する。また、監査役が必要ありとして求めた場合、監査役または監査役会は直接監査役の職務を補助する者を雇用または契約できることとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- ① 当社に関する重要事項
- ② 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 法令・定款違反事項
- ④ 毎月の経営状況として重要な事項
- ⑤ 内部監査部門による監査結果
- ⑥ 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

また、監査役は取締役会をはじめ当社の事業運営において重要な議事事項の含まれる会議に積極的に出席して報告を受ける体制を確保する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。業務監査面において、常勤監査役は稟議規程における代表取締役社長決裁案件に対して内容を確認し、意見を述べる事が可能な体制とする。

監査役会は、定期的に会計監査人からの監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。また、当社は監査役が職務執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。